

下京区西部エリア活性化の将来構想素案作成業務の委託に関する仕様書

1 業務名

下京区西部エリア活性化の将来構想素案作成業務

2 業務の目的

下京区西部エリアでの民間活力を活かした将来構想の策定に向けて、「下京区西部エリアの活性化を目指す検討会議（以下「検討会議」という。）」において、地域の現状と改善策等について議論し、将来構想策定に向けた素案を作成する。

現時点で想定している業務内容（下記3）を上回る、有益で実現可能性の高い提案を期待する。

3 業務内容

(1) 全体会議（5回程度の開催を想定）

- 年間計画、各回の企画案、会議資料及び摘録の作成
※会議資料の作成に当たっては、京都市と十分に協議を行うこと。
- 会場の設営（会議資料、筆記用具、湯茶等の席上準備を含む。）、会議の進行（司会、資料説明等）

(2) 成果報告会等の実施

- 企画案、広報チラシ、資料、及び摘録の作成
- 講師・パネラー等の調達
- 会場の設営、受付・接遇等の対応、報告会の進行（司会、資料説明等）

(3) 将来構想策定に向けた素案の作成

(4) その他

- 検討会議委員及び関係施設との連絡調整
- 会報発行等の検討会議に係る活動の周知
- 次の関連事業との相互連携
 - ・ 「下京区西部エリアの活性化に向けた地域連携事業」及び「下京区西部エリアに関する基礎調査」
 - ・ エリア内で実施されるその他の事業
- 活動全体の進行管理

4 その他

(1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報

をこの事業の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物（下記5）の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の著作権は、京都市に帰属する。

(5) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、京都市に有益な提案を積極的に行う。

(6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、京都市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保する。

(7) 会計検査への協力

本事業は社会資本整備総合交付金の対象であるため、会計検査の際に必要な会場使用料、謝礼金等の領収書の写しを提出するとともに、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。

5 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出する。

- | | | |
|----------------------------|-----|------|
| (1) 下京区西部エリアの活性化に向けた将来構想素案 | A4判 | 200部 |
| (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 | |
| (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ | 一式 | |